

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休みの日
に当たると
翌日)

目 次

◇告 示 公有水面の埋立て免許の出願(二件)(漁港課)

告 示

鳥取県告示第五百十二号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び名和町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷二一〇一、同大字字前河原二九に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 御来屋漁港西防波堤灯台(北緯三五度三〇分三三秒東経一三三度二九分四八秒)から六九度一八分五五秒一七二・九メートルの地点

2の地点 1の地点から一二一度五七分〇四秒一四・〇七メートルの地点

3の地点 2の地点から一四五度五六分五三秒四七・〇八メートルの地点

4の地点 3の地点から二四一度五三分〇九秒九八・七三メートルの地点

5の地点 4の地点から二八九度四七分二三秒二四・一〇メートルの地点

6の地点 5の地点から四〇度〇六分五五秒六・七三メートルの地点

7の地点 6の地点から一三〇度〇六分五五秒三・一〇メートルの

地点

8の地点 7の地点から四〇度〇六分五五秒九八・二一メートルの

地点

9の地点 8の地点から三一〇度〇六分五五秒三・一〇メートルの

地点

(三) 面積

三、九九七・七五平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

西伯郡名和町大字御来屋字東屋敷一一〇一、同大字字前河原二九及

び同大字東河原五四―二に接する国有地の地先公有水面

(二) 区域

次のアの地点からカの地点までを順次に直線で結んだ線及びカの地

点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 御来屋漁港西防波堤灯台(北緯三五度三〇分三三秒東経

一三三度二九分四八秒)から二八度四一分二二秒一二八・

七〇メートルの地点

イの地点 アの地点から三一一度五七分〇四秒五九・〇〇メートルの

地点

ウの地点 イの地点から一二一度五七分〇四秒一三七・〇〇メー

ルの地点

エの地点 ウの地点から一四五度五六分五三秒六七・九三メートル

の地点

オの地点 エの地点から二四一度五三分〇九秒一六〇・〇〇メー

ルの地点

カの地点 オの地点から三〇一度五七分〇四秒七二・〇〇メートル

の地点

(三) 面積

二四、一八〇・〇九平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成四年五月十五日

鳥取県告示第五百十三号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法(大正十
年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林
水産部漁港課及び中山町役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成四年五月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

西伯郡中山町御崎字濱五九一の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から4の地点までを順次に直線で結んだ線及び4の地点と1の地点を結ぶ平成三年の秋分の満潮位における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 御崎地区御崎港燈台(北緯三五度三一分四一秒東経一三三度三五分三六秒)から一一五度一八分二〇秒五〇・八一メートルの地点

2の地点 1の地点から一二度四〇分三二秒八・九一メートルの地点

3の地点 2の地点から一〇二度三一分一四秒四七・五〇メートルの地点

4の地点 3の地点から一九二度四〇分一七秒九・〇四メートルの地点

(三) 面積

四二六・一八平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

西伯郡中山町御崎字前濱四九〇―三から四九〇―五まで、四九一、四九二―一及び四九二―二並びに同町御崎字濱五九一の陸地並びに同

字五九一の地先公有水面

(二) 区域

次のイの地点からニの地点までを順次に直線で結んだ線及びニの地点とイの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

イの地点 御崎地区御崎港燈台(北緯三五度三一分四一秒東経一三三度三五分三六秒)から二六三度四六分四一秒一三二・二八メートルの地点

ロの地点 イの地点から一八度三九分四一秒七〇・〇〇メートルの地点

ハの地点 ロの地点から一〇八度三九分四一秒二六八・〇〇メートルの地点

ニの地点 ハの地点から一九八度三九分四一秒七〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一八、七五七・七六平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地

五 出願年月日

平成四年五月十六日